

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。

平成25年12月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 起業者の名称 住田町
- 2 事業の種類 住田町庁舎建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 岩手県気仙郡住田町世田米字川向地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号要件への適合性

住田町庁舎建設事業（以下「本件事業」という。）は、住田町が新たな庁舎を建設する事業であり、法第3条第31号に規定する地方公共団体が設置する庁舎に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件への適合性

本件事業の起業者である住田町は、住田町庁舎（以下「庁舎」という。）を管理する地方公共団体であることから、本件事業を実施する権能を有していると認められる。

また、既に本件事業に係る予算措置を講じている。

これらのことから、起業者である住田町は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件への適合性

ア 得られる公共の利益

住田町は、岩手県の東南部、北上山地の南端に位置し、大船渡市、陸前高田市、一関市、奥州市、遠野市及び釜石市と隣接している。四方を山に囲まれ、森林の面積は30,289ヘクタールで町の総面積の約90パーセントとなっている。平坦地は極めて少なく、町北東部から大きく西部に蛇行して南下する二級河川気仙川及びその支流沿いに集落及び農耕地を配置している町である。

人口は、昭和30年の13,121人から平成24年4月には6,262人と半減し、平成22年に実施した国勢調査においては、高齢化率は38.7パーセントであり、人口の減少による過疎化と少子高齢化の状況が著しく、その状況は現在も進行している。

住田町では、人口の減少、少子高齢化及び経済活動の流出が進行する状況を改善し、「安心してずっと暮らすことのできる地域」を実現するため、平成19年4月に住田町総合計画を策定し、現在の庁舎が存する同町世田米字川向（以下「川向地区」という。）を住民の生活、娯楽、学習及び行政が集約された地区として位置付け、再開発していくこととしている。現在、川向地区には、運動公園、小学校、農林会館、庁舎等町の中核的な施設が集中し、一般国道107号沿いには、商業施設も進出している。

しかしながら、川向地区の再開発に当たり、中核的な施設として位置付けられている庁舎は、老朽化により町の防災の拠点としての機能や情報の発信の中核としての機能が低下しているため、新たな庁舎の建設を推進することとしており、平成24年3月には役場新庁舎建設基本計画を策定している。

現在の庁舎は、昭和33年の建設後55年が経過し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定されている耐用年数を超過しており、目視による確認では構造部分が劣化し、各階床、開口部周り、腰壁等のひび割れが確認され、建物の部分崩壊や剥離を起こすなど危険な状態である。さらに、耐震性について確認したところ、耐震強度に乏しく、耐震改修には基礎部分からの補強が必要であることが報告されている。東北地方太平洋沖地震発生時には庁舎が倒壊

する危険性があったため、災害対策本部を庁舎内に設置できず、また、倒壊の危険性が解除されるまでは、庁舎内での業務ができないことにより災害の対策に加えて通常の業務についても大きな支障を来したところである。

また、現在の庁舎には住民との相談業務を行う個室化されたスペースがないため、住民のプライバシーを守ることができず、住民サービスの低下を来している。

本件事業の完成により、防災の対策の拠点となる庁舎の安全性を確保し、災害時の迅速な対応が可能となるとともに、相談室などの必要なスペースが確保され行政サービスの向上を図ることができると認められ、住民にとって安心して暮らすことのできる地域づくりに寄与することが期待される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び岩手県環境影響評価条例（平成10年岩手県条例第42号）の対象となる事業に該当しないが、起業者が任意に行った調査によれば、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により起業者が特別の措置を講ずべき動植物は認められなかったため事業の推進に問題はないが、工事期間中において生育が確認された場合には、専門家の助言指導を受けながら必要な保全措置を講じることとしている。

また、本件事業区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地の所在は確認されておらず、起業者が保護を講ずべき文化財は見受けられないため、事業の推進に問題はないが工事期間中において発見された場合には、直ちに工事を中断し、関係機関と協議を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業により建設される庁舎は、住田町職員定員適正化計画を基に収容予定職員数を103人とした上で、総務省地方債同意等基準及び国土交通省が策定した新営一般庁舎面積算定基準により算定した延べ床面積を参考としながら、ひとにやさしいまちづくり条例（平成19年岩手県条例第74号）を考慮して計画している。駐車場については、来庁者調査等を基に必要台数67台を確保した上で、一台当たりの駐車区画の寸法等は、駐車場設計・施工指針（平成6年9月28日付け建設省道企発第63号）等に基づいた計画となっている。緑地については、国土交通省の建築設計基準（平成18年3月31日付け国営第158号）により計画されており客観的かつ技術的な基準に適合していると認められる。

また、本件事業に係る起業地については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第4条第2項の規定に基づき住民の利便性等を考慮して選定された川向地区及び同町下有住字中上地内の2つの候補区域について検討が行われている。川向地区は、他方の区域と比較して、関係機関と近接しており業務上の連携に優れること、地勢が平坦であり造成が容易であること、造成費が廉価であり経済性に優れることなどから、社会的、技術的及び経済的な観点から総合的に勘案すると、川向地区が最も合理的であると認められる。

さらに、川向地区の中で、現庁舎敷地北西隣接地（以下「申請地」という。）、一般国道107号隣接地及び現庁舎敷地南東隣接地の3つの候補地について検討を行い、申請地は他の2つの候補地と比較し、起業地面積が小さく、移転が必要な物件も少ないことなどから、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に勘案すると、申請地が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、現在の庁舎は老朽化が著しく、また、耐震強度も乏しいため、災害時の防災の拠点としての機能の確保が懸念されていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 住田町役場